

第21回さいたま市消費生活展

日時：令和3年11月23日(火・祝) 10:00～15:00
 場所：さいたま市浦和コミュニティセンター10階
 内容：下表のとおり(要申込)・消費生活啓発パネル展示(申込不要)



ホームページも
ご覧ください！

行事名	テーマ	講師名	時間	定員	場所
フォーラム	プラスチックによる海洋汚染の現状とプラスチックの使い方について	一般社団法人 JEAN 理事 小島あずさ 氏	10:30～12:00	200 人	多目的ホール
セミナー 1	オンライン時代のゲームの安心・安全に向けて	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社 CS 本部 カスタマーサービス部 子どものゲーム安心・安全啓発チーム 大熊達矢 氏	10:30～11:30	30 人	第14集会室
セミナー 2	知っておきたい！ お葬式の基礎知識	日本葬祭アカデミー教務研究室 二村祐輔 氏	10:30～12:00	25 人	第13集会室
セミナー 3	フリマアプリの安心安全な利用について	株式会社メルカリ 会長室 政策企画 齋藤良和 氏	12:50～13:50	30 人	第14集会室

※消費生活啓発パネル展示出展団体

うらわ市民広場、くらし探検くらぶ、さいたま市与野くらしの会、生活協同組合コープみらい、生活クラブ生活協同組合さいたま市まちづくり委員会、ファイバーリサイクルネットワークさいたま、さいたま市消費生活総合センター

◎ 申込方法 (対象者：市内在住、在勤又は在学の方)

申込期間：10月4日(月)から10月15日(金)まで必着

申込方法：はがき、ファクス又はEメール(抽選結果は、全員にお知らせします。)

必須事項：行事名・テーマ、郵便番号・住所、氏名(ふりがな)、電話番号及びEメールアドレス

申込宛先：〒330-0853 大宮区錦町 682-2 JACK 大宮 6 階 消費生活総合センター

FAX：048-643-2247 Eメール：consumer-center02@city.saitama.lg.jp



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
さいたま しょうこちゃん

◎ 新型コロナウイルス感染防止対策についてのお願い

- 1 37度5分以上の発熱がある方、体調不良の方の参加はご遠慮ください。
- 2 マスクの着用、手指の消毒、検温にご協力ください。
- 3 感染状況によっては、会場開催を中止する場合がありますので、ご了承ください。

消費生活センターからのお知らせ

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます！

→民法の改正で18歳からは親の同意がなくても契約ができるようになり、今のような未成年者契約の取消しはできなくなります。

※18歳から可能に：賃貸を含む契約、ローンを組む、クレジットカードを作るなど

※20歳からのまま：飲酒・喫煙、競馬・競輪などのギャンブル

→契約に関する知識や経験に乏しい若者が悪質商法などの消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高くなるので、ご家族や身近な方を中心に見守りつつ、いつでも消費生活センターにご相談ください。

令和3年7月6日から、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！

→注文していないのに一方的に送り付けられた商品でも、以前は届いて14日間過ぎないと処分できませんでしたが、特定商取引法の改正で直ちに処分できるようになりました。事業者から金銭を請求されても支払は不要です。

※身近な方からの贈り物や意図せず定期購入となった商品が届いた可能性もあります。処分前にご確認いただき、ご不安な時やお困りの時は消費生活センターにご相談ください。



消費生活センターからのご案内



消費生活センターでは消費生活に関する相談を受け付けています。
(相談内容によっては他機関を紹介させていただく場合があります。)

● 相談事例

事例 1

トイレが詰まり、ネットで探した格安の業者に来てもらったが、高額請求をされた。

事例 2

屋根・床下の無料点検のはずが、高額な契約を勧められた。

事例 3

無料・お試し価格で購入したら、翌月も商品が届く定期購入だった。

事例 4

簡単・絶対儲かる・元本保証のはずが、儲からない。

事例 5

大手企業をかたったショートメッセージに個人情報を入力したら、クレジットカードを不正利用された。

事例 6

突然ウィルス警告がでたのでリンク先にアクセスし、遠隔操作による修理やサポート契約をしたが、偽警告だった。



さいたま市消費生活総合センター
マスコットキャラクター
相談員さん

◎ トラブル回避の注意ポイント

- 1 見積りは複数の事業者から！契約書はよく確かめて！
- 2 即決・即答を避け家族や友人に相談する習慣を！
- 3 うまい話に安易にのらないで！
- 4 いらないときははっきりと断る！
- 5 消費生活センターに相談できることを忘れないで！

不安に感じた時や困った時には、消費生活センターに相談しましょう。



消費生活総合センター

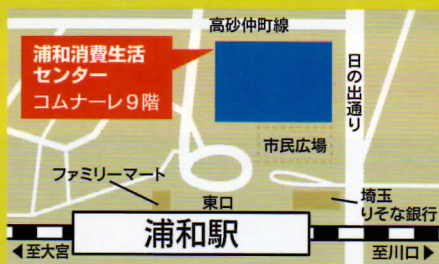
TEL 048-645-3421 (相談窓口)

FAX 048-643-2247

相談受付：月～土曜日

相談時間：9時～17時

※受付は16時30分まで



浦和消費生活センター

TEL 048-871-0164 (相談窓口)

FAX 048-883-4893

相談受付：月～土曜日

相談時間：9時～17時

※受付は16時30分まで



岩槻消費生活センター

TEL 048-749-6191 (相談窓口)

FAX 048-749-6193

相談受付：月～金曜日

相談時間：9時～12時、13時～17時

※受付は16時30分まで

日曜日の電話相談 9時～16時 TEL : 048-645-3421 FAX : 048-643-2247

※新型コロナウイルス感染症拡大防止及び予防のため、来所による相談は、ご予約の方が優先となります。まずはお電話でご相談ください。

※相談受付は、祝休日、年末年始を除きます。

※さいたま市以外にお住まいの方は、消費者ホットライン ☎188(イヤヤ) 番へ

問合せ：さいたま市消費生活総合センター相談支援係 TEL : 048-643-2239 FAX : 048-643-2247

[ホームページ](#)

[さいたま市消費生活総合センター](#)

[検索](#)

このチラシは41,000部作成し、1枚当たりの印刷経費は3円です。